

平成31年度（2019年度）

# 行政運営方針のあらまし

青森労働局において、重点的に取り組むこととしている施策を取りまとめたものです。



弘前公園から見た岩木山

## 第1 労働行政を取り巻く情勢

### 第2 重点施策

- 1 総合労働行政機関としての施策の推進
- 2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
- 3 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化



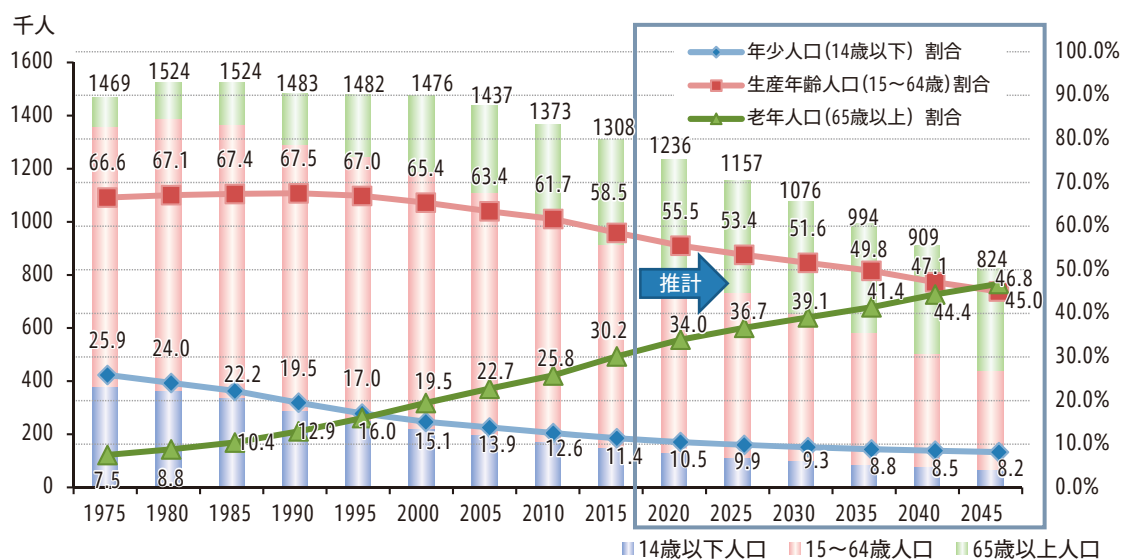
ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 青森労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>

# 第1 労働行政を取り巻く情勢

## 1 年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

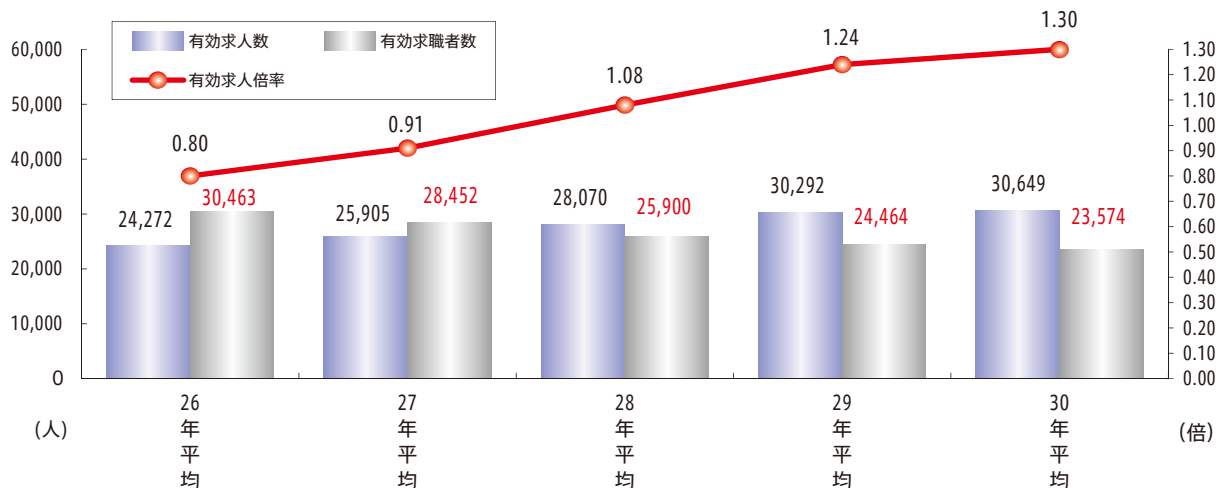
1983年をピークに人口減少が続いており、今後の推計人口からも全国的にも早いスピードで人口減少や少子高齢化が進行しています。

## 2 最近の雇用情勢

平成30年は、景気の緩やかな回復基調のもと、新規求人数は高水準で推移する一方、新規求職者数は人口減少等の影響もあり減少傾向で推移しました。このため、有効求人倍率としては過去最高の1.30倍（前年差0.06ポイント上昇）となりました。

このような状況のなか、人手不足が福祉、建設分野をはじめ、警備、運輸など幅広い分野で顕在化しています。

青森県有効求人倍率の推移（年別・実数値）



資料：青森労働局「職業安定業務統計」

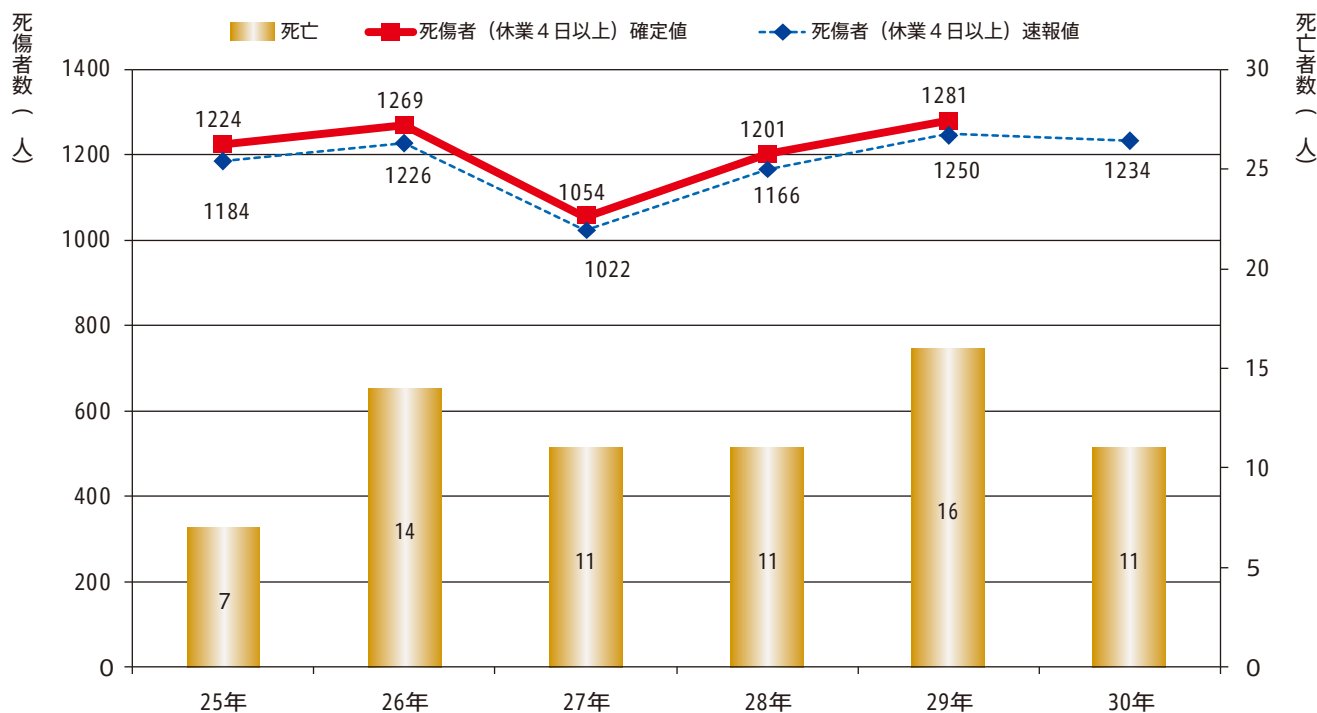
### 3 女性の雇用状況

青森県の平成29年の女性の雇用者数は「就業構造基本調査」によると雇用者総数に占める女性の割合は48.0%となっており、前回調査をした平成24年と比べると0.6ポイント高くなっています。

さらに、女性雇用者に占める正規の職員・従業員の割合も48.6%と平成24年と比べ、3.7ポイント高くなっています。

### 4 労働災害の状況

青森労働局管内の労働災害発生状況の推移



平成30年の労働災害の発生状況については、平成31年2月速報値で死亡災害は11人と前年より5人減少、休業4日以上死傷災害（以下「死傷災害」という。）は、1,234人と前年同期と比べ16人減少（1.3%減）しています。

## 第2 重点施策

### 1 総合労働行政機関としての施策の推進

各種情勢に対応した雇用・労働対策を推進するなどにより、総合労働行政機関として機能し、地域や国民からの期待に真に応えていくために、四行政（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）の施策を総合的、一体的に運営していきます。

### 2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

働き方改革関連法の概要と施行

働き方改革関連法の概要	施行日	
	大企業	中小企業
時間外労働の上限規制 原則として月45時間、年360時間	2019年4月	2020年4月
年5日間の年次有給休暇の取得 10日以上付与される労働者に対し、時季を指定して付与	2019年4月	
同一労働同一賃金の実現 非正規と正規労働者の不合理な待遇格差を解消	2020年4月	2021年4月
「勤務間インターバル」制度の導入 勤務終了後、翌日の出勤までの間に一定時間以上の休息時間を確保	2019年4月	
産業医・産業保健機能の強化 産業医の活動と衛生委員会との関係を強化	2019年4月	
労働時間の状況の把握義務 客観的な方法、その他適切な方法により、労働時間の状況を把握	2019年4月	

対象となる中小企業

①資本金の額または出資の総額

小売業	5,000万円以下
サービス業	
卸売業	1億円以下
その他	3億円以下

または

②常時使用する労働者数

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	
その他	300人以下

(1) 長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等

ア 長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策

(ア) 労働時間法制の見直しへの対応

働き方改革関連法の適正な履行確保に向けて、事業主等に対して法制度の周知を図ります。

特に、罰則付きの時間外労働の上限規制については、「労働基準法第三六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」に沿って周知を図ります。

(イ) 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

① 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

## ② 過労死防止対策の推進

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、労働行政機関等における対策とともに、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。

特に、過労死等防止啓発月間（11月）における「過労死等防止対策推進シンポジウム」等の取組をはじめ、啓発等の実施に当たっては、地方公共団体と積極的な協力・連携を図るとともに、過労死等防止月間の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、使用者団体・労働組合への周知・啓発等を行います。

## (ウ) 労働条件の確保・改善対策

### ① 法定労働条件の確保等

#### a 基本的労働条件の確立等

基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

#### b 賃金不払残業の防止

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底し、監督指導において当該ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。

### ② 中小企業への配慮

労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」においては、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではない場合が多いと考えられる中小規模の事業場に対して、働き方改革関連法をはじめとした法令や労務管理について、きめ細かな相談・支援等を行います。

### ③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

#### a 技能実習生

労働基準関係法令違反があると考えられる事業場に対して重点的に監督指導を実施するとともに、外国人技能実習機構との連携を図ります。

#### b 自動車運転者

荷主を含む関係業界に対して、労働基準関係法令等について周知することにより、理解の促進を図ります。

長時間労働が行われるなど自動車運転者の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対して的確に監督指導を実施する等により労働基準関係法令等の遵守の徹底を図ります。

タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等について、一層の徹底を図ります。

関係機関と連携して、トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会を開催し、トラック運転者の長時間労働抑制等の労働条件改善に取り組みます。

(事業主のみなさまへ)

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

### ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

### 【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

### 【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
  - ・ 使用者が、自ら確認することにより確認すること
  - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
  - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
  - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
  - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製  
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

#### ④ 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして、適切に機能することが必要です。

このため、最低賃金の改定等について、使用者団体、労働者団体及び地方自治体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知し、遵守の徹底を図ります。

また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

#### イ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進等

(ア) 管内の主要企業等に対する働き方改革の取組要請を引き続き行い、各企業における取組のさらなる推進を図ります。

(イ) 「働き方・休み方改善コンサルタント」の企業訪問等により、労働時間等設定改善法（勤務間インターバル制度の導入促進等）の周知徹底を図り、企業の働き方・休み方の見直しを促します。

(ウ) 勤務間インターバル制度について、必要に応じ企業に対し時間外労働等改善助成金の活用を促し、勤務間インターバル制度の普及促進を図ります。

また、年次有給休暇の取得促進に向け、10月の「年次有給休暇取得促進期間」と夏季等長期休暇を取得しやすい時期に、集中的な周知・広報を行います。

#### ウ 第13次労働災害防止計画の2年次目における取組

##### 【目標】

死亡者数：第12次労働災害防止計画期間の15%以上減少（10人以下）

死傷者数：2017年と比較して5%以上減少（1,216人以下）

(ア) 死亡等災害の撲滅を目指した対策の推進（死亡災害の撲滅を目指した対策及び死傷災害を減少させるための対策の推進）

##### ① 建設業における墜落・転落災害等の防止

建設業の労働災害の4割を占める墜落・転落災害を防止するため、引き続き安衛則に基づく措置の遵守徹底を図ります。高所作業におけるハーネス型の墜落制止用器具を原則化することを内容とする改正安衛則等の周知徹底を図ります。

##### ② 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

製造業の設備や機械に起因した「はさまれ・巻き込まれ」災害が3割を占めていることから、機械の安全装置の適正な設置や安全な作業方法の徹底など労働者に対する教育も含めた対策の推進を図ります。

##### ③ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策

陸上貨物運送事業における死傷災害の大部分が荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、安全対策の徹底を図ります。

産業名	時間額
鉄鋼業	877円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	806円
各種商品小売業	798円
自動車小売業	838円

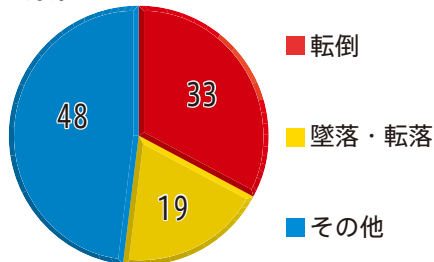
※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは、青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。  
青森労働局のホームページ (<https://site.mhlw.go.jp/aomori/roudoukyoku/>) でもご覧いただけます。  
この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)

④ 第三次産業対策（商業（小売業含む）、社会福祉施設における対策）

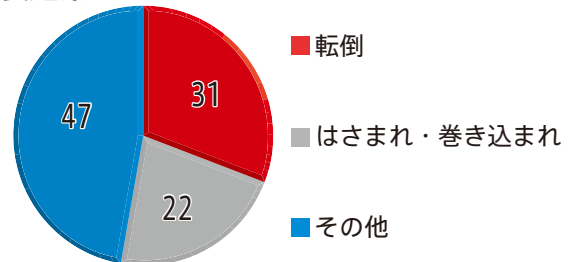
「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の展開等により、①経営トップによる安全衛生方針の表明、②安全推進者の配置、③事業場で行う安全衛生活動の支援など、企業本社が主導する全社的な取組の促進を図ります。

業種別「事故の型」（上位2位）の割合  
（平成30年（平成31年2月速報値））

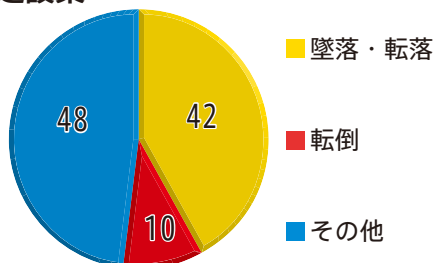
全業種



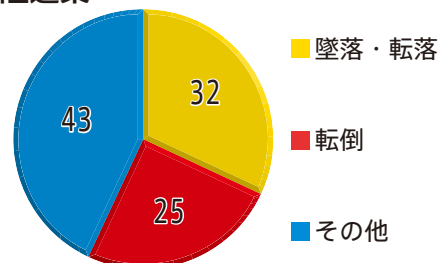
製造業



建設業



陸運業



⑤ 転倒災害防止対策

休業4日以上死傷災害の中で最も多く、全体の3割を占めていることから、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開します。

(イ) 過労死等の防止対策等の労働者の健康確保対策等の推進

① 労働者の健康確保対策等の強化

改正安衛法の内容等について、リーフレットを活用し事業者にも周知を図るとともに、法令遵守に係る指導の徹底を図ります。

② 過重労働による健康障害の防止

長時間労働者に対する医師による面接指導の実施、長時間労働者に関する情報の産業医への提供等について徹底を図ります。

③ 健康診断等の実施の徹底

毎年9月の「職場の健康診断実施強化月間」において、重点的な周知・指導を行うなど健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図ります。

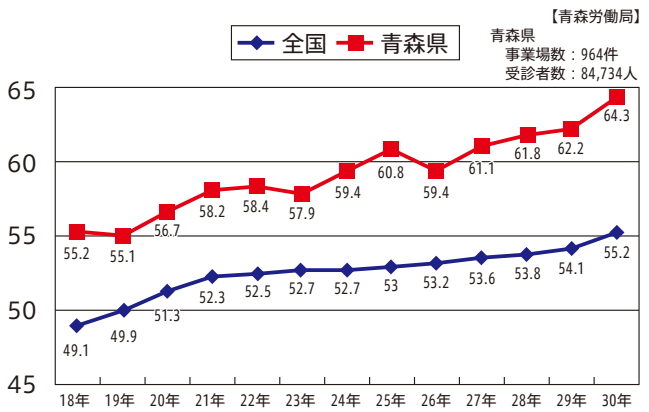
また、定期健康診断の有所見率が全国平均より経年的に著しく高い状況にあることから、法定の健康診断の実施や有所見者に対する就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して事業場の積極的な取組を推進するとともに、関係機関と連携し有所見率の改善を図ります。



**STOP! 転倒災害**  
プロジェクト

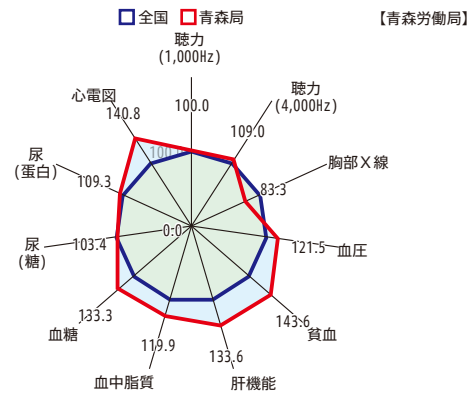
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般定期健康診断による有所見率の推移  
(平成30年速報値)



【資料出所：定期健康診断結果報告書】(速報値)

定期健康診断の検査項目別有所見割合  
(平成30年速報値：全国値を「100」として比較)



【資料出所：定期健康診断結果報告書】(平成30年速報値)

④ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

青森産業保健総合支援センター（017-731-3661）と連携し「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知・指導を行います。

⑤ ストレスチェック制度の適切な実施の促進

ストレスチェックの実施の徹底を図るため、引き続き、労働基準監督署への実施報告書の提出状況等から管内の実情を把握しつつ、労働者数50人以上の事業場に対して重点的な指導等を行います。また、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を促進します。

(ウ) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

① 非正規雇用労働者等の労働災害の防止

a 非正規雇用労働者、外国人労働者に対する労働災害防止対策

非正規雇用労働者や外国人労働者に対する雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の徹底と教育内容の充実や、職場における「危険の見える化」の推進等、安全衛生活動の活性化を図ります。

b 高齢労働者に対する労働災害防止対策

高齢労働者が安全・健康に働ける職場環境の整備のため、高齢労働者に転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢労働者に配慮した職場改善マニュアルについて普及を図ります。

(エ) 化学物質等による労働災害防止対策

① 化学物質による労働災害防止対策

危険性・有害性のある化学物質の取扱事業場に対し、特定化学物質障害予防規則等の法令に基づく措置及び危険物に係る法令の遵守の徹底を図るとともに、化学物質などの取り扱い状況に応じたリスクアセスメントの実施を推進します。

② 石綿健康障害予防対策

石綿使用建築物の解体工事の増加が見込まれていることから、石綿のばく露防止措置を適切に実施させるため石綿障害予防規則に基づく措置の徹底を図ります。

**ストレスチェックを実施しましょう**

労働安全衛生法の改正により、労働者数50人以上の事業場において、**年1回のストレスチェックが義務づけられています。**（平成27年12月から適用）

**ストレスチェック制度の実施手順**

- 厚生労働省の指針（実施方法など）を参照し、就業規則を改定する。
- 本人に就業通知
- 集団分析（労務管理）
- 職場環境の改善
- 就業上の指示の実施
- 職場環境の改善

**「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止!!**

**「ストレスチェック実施までのポイント」**

- ① 「メンタルヘルス不調を未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の就業規則を、事業場等に掲示し、周知する。
- ② 就業規則で、ストレスチェックの実施方法について盛り込まれる。
- ③ 社内報等で周知し、全ての労働者にその内容を知らせる。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



## エ 労災補償の迅速・適正な処理

労災請求事案については、被災労働者又はそのご遺族に対し、迅速かつ公正な労災保険給付を行います。

過労死等事案については、認定基準に基づき、的確な労災認定を行います。

石綿救済制度等の周知徹底を図るとともに、石綿関連疾患に係る請求事案については、認定基準等に基づき、的確な労災認定を行います。

## (2) 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

### ア 中小企業・小規模事業者等に対する支援制度の利用促進

働き方改革の実行に向けて、「働き方改革推進支援センター」において、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に関する技術的な相談など総合的に支援を行うこととしており、様々な機会を通じて、企業への積極的な活用促進を図ります。

また、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合や生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業や事業主団体に対する助成等「働き方改革・人財力向上」に係る取組の主な支援制度（別掲P17、18）について幅広く周知を行います。

### イ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

平成30年10月に開催した第4回「青森県働き方改革推進協議会」において採択した「働き方改革を推進するための共同宣言」（別掲P16）に基づき、中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、地域の中小企業・小規模事業者の状況や、働き方改革関連法の内容、中小企業・小規模事業者への支援策等について共有を図り、協議会の構成員等と連携を図って、中小企業・小規模事業者への支援を進めます。

## (3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

### ア パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けた周知等

パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向け説明会等あらゆる機会を通じて周知を行い、改正法に沿った取組の推進を図ります。

また、中小企業・小規模事業者等の理解・取組を促進するため、「取組手順書」等の周知を行います。

一方、現行法の履行確保の観点から、パートタイム労働者の差別的取扱いの禁止や均衡待遇等に重点を置き、パートタイム労働法に基づく指導並びに派遣元事業主及び派遣先による派遣労働者の均衡待遇を確保するため、労働者派遣法に基づく指導を積極的に行います。

特に職業安定行政と労働基準行政が緊密な連携を図り、派遣元事業主等に対する指導監督を行い、派遣労働者の保護及び就業条件の確保を図るとともに、悪質な事案に対しては厳正な措置（行政処分等）を講じます。

また、職業紹介事業者等に対して、指導監督等あらゆる機会を通じて、職業紹介実績等の情報提供及び労働者募集時の労働条件明示等のルールに関する周知・徹底を図ります。

### イ 正社員転換・待遇改善実現プラン

「青森県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善の取組の着実な実施に努めます。

### ウ 無期転換ルール of 円滑な運用や多様な正社員の普及

(ア) 無期転換ルール（契約を更新し5年を超えた有期雇用労働者の申し込みにより有期労働契約から無期労働契約に転換する仕組み）について労使への周知を図り、円滑な運用や、これを契機とした多様な正社員制度の普及を図ります。

(イ) 労働者等から無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等に関する相談を受けた場合には適切に対応します。

#### (4) 総合的なハラスメント対策の推進

ア 職場におけるセクシュアルハラスメントと妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントについて、法により事業主に義務付けられた防止措置の実施を徹底します。

職場のパワーハラスメントについても、予防、解決に向けた労使の取組を促し、総合的・一体的にハラスメント対策を行います。

イ 職場におけるハラスメントに関する労使からの相談に適切に対応します。

##### セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

##### パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

##### 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

#### (5) 個別労働関係紛争の解決の促進

ア あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応する総合労働相談コーナーの機能強化を図り、事案に応じた的確な相談対応及び適正かつ迅速な助言指導を実施するとともに、あっせんについては、参加勧奨などにより参加率を高め、解決率の向上と円滑な実施を図ります。

イ 関係機関・団体との連携強化を図り、関係機関が行う個別労働紛争解決制度に関する情報提供を的確に行います。

#### (6) 治療と仕事の両立支援

「青森県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、青森県内の関係者が連携し、両立支援の取組の促進を図るとともに、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を図ります。

長期療養者就職支援事業として、がん患者等、長期にわたって治療等が必要な疾病をもつ求職者に対して、ハローワーク青森、八戸、弘前を中心に県診療連携拠点病院や地域がん診療拠点病院等関係機関と連携の上、予約制による出張相談を実施するなど就職支援に取り組みます。



治療と仕事の両立支援  
イメージキャラクター  
「ちりょうさ」

### 3 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

#### (1) 人材確保支援の総合的な推進

従前より求人倍率が高い職種であった福祉、建設はもとより、警備、運輸など多くの分野で人手不足問題が深刻化しており、その対策として、平成30年度に新たにハローワーク青森に設置された人材確保対策コーナーにおいて、これら分野の人材確保支援を推進します。

また、求人の早期充足を図るため、自治体などの関係機関と構築したネットワークを活かし、就職面接会等の共催など、連携した取組を実施し、事業主自身が職場自体の魅力アップ（＝「雇用管理改善」）を通じて労働者の採用と職場定着を図るよう、取組を推進します。

ハローワークの機能強化により、利用者サービスの向上を図るため、PDCAサイクルによる目標管理、マッチング機能に関する業務の総合評価を行い公表し、評価結果に基づく業務改善を引き続き実施します。

求人者の皆様へ

## 人材確保対策コーナーについて

### 「福祉人材コーナー」

◆福祉分野(介護・医療・保育)に特化した専門相談窓口として、平成21年度より、ハローワーク青森に設置。



「人材確保対策コーナー」平成30年度より、ハローワーク青森に設置。

福祉分野

建設分野

運輸分野

警備分野

●お仕事に就きたい方へのきめ細かい職業相談・職業紹介

●求人充足に向けたコンサルティングの実施

●各関係団体との人材確保にかかるネットワークを活用したミニ面接会等の開催



青森労働局 青森公共職業安定所 人材確保対策コーナー

201806

#### (2) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

##### ア 国と地方自治体との雇用対策協定の締結

(ア) 平成27年3月に青森県と青森労働局の間で締結した「青森県雇用対策協定」に基づき、県の講ずる雇用に関する施策と青森労働局及び公共職業安定所における職業指導・職業紹介事業及びその他訓練計画策定などの雇用施策を効果的かつ一体的に取組みます。

平成31年度の事業計画では、若者の地元就職の促進、U・I・Jターン希望者の就職支援などの連携した取組を実施します。

(イ) 平成31年3月に三戸町と青森労働局の間に締結した「三戸町雇用対策協定」に基づき、地元企業の人材確保支援、移住・定住の促進など連携した取組を推進します。

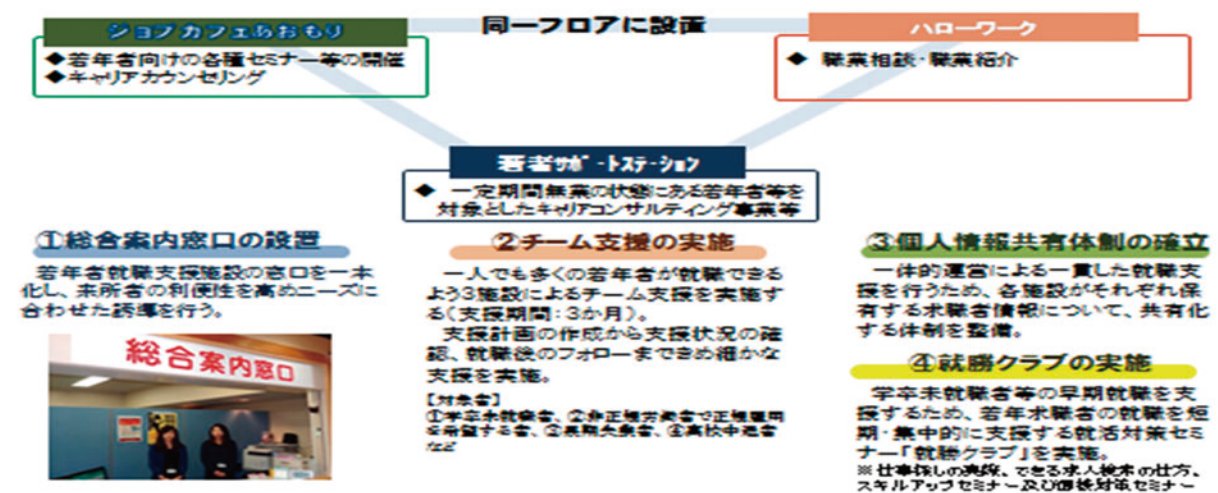
## イ 国と地方自治体との一体的実施事業

国と地方自治体とが連携して雇用課題に取り組み、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施し、利用者サービスの更なる向上を目指します。

一体的実施施設名	ハローワークとの連携自治体	主な事業内容
ヤングジョブプラザあおもり 青森県観光物産館アスパム 3 F Tel 017-774-0220	青森県	ジョブカフェあおもり、あおもり若者サポートステーションとの一体的な運営により、新卒者等を含む若年者の就職支援を実施
弘前就労支援センター 弘前駅前地区再開発ビル ヒロロ 3 F Tel 0172-88-5541	弘前市	市が行う資格取得支援、雇用助成制度等の雇用・就労対策事業と国が行う職業紹介等の連携による就労支援を実施
就労サポートコーナー青森	青森市	市庁舎内にハローワークの常設窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援を実施
就労サポートコーナー八戸	八戸市	
就労サポートコーナー弘前	弘前市	

### 青森県との一体的実施（ヤングジョブプラザあおもり）平成23年11月9日事業開始

○「ハローワークヤングプラザ」(国)、「ジョブカフェあおもり」(県)、「あおもり若者サポートステーション」(国)の3施設を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的に運営し、若年者の就職支援の機能強化を図る。  
※県内3カ所(八戸市、弘前市、むつ市)にジョブカフェサテライトスポットを設置



## (3) 女性の活躍推進等

### ア 女性の活躍推進

(ア) 女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている301人以上の企業について、策定・届出等の履行確保を図るとともに、策定された行動計画の進捗状況の把握、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、法に基づく取組の実効性確保を図ります。

また、企業に対し「女性の活躍推進企業データベース」での情報公表を促すとともに、「えるぼし」認定の取得促進を図ります。

(イ) 女性活躍推進法に基づく取組が努力義務とされている300人以下の中小企業において、女性活躍推進に取り組むことは中小企業が抱える人手不足の課題への対策につながるということが経営者等に十分理解されるよう周知・啓発を行い、女性の活躍推進の取組を促します。

## イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

積極的な指導等により男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。

特に、配置・昇進について、企業において男女間の事実上の格差が生じている場合は、その原因を詳細に確認し、法違反に対しては迅速・厳正に指導を実施し、是正を図ります。

## ウ 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いへの対応及び紛争解決の援助



男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づく不利益取扱いの禁止について周知徹底を図ります。

法違反が疑われる事案を把握した場合には、積極的な指導や、相談者のニーズに応じ男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく紛争解決の援助又は紛争調整委員会による調停により円滑かつ迅速な解決を図ります。

## (4) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

### ア 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん及びプラチナくるみん）に関して、公共調達における加点評価等のメリットや、認定基準の中小企業特例も含め広く周知を図り、認知度を向上させるとともに、認定申請に向けた働きかけを行います。

 	<h4>「くるみん」「プラチナくるみん」マーク</h4> <p>従業員の仕事と子育ての両立を図るための目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けられます。認定された企業は求人票などに認定マーク（「くるみん」「プラチナくるみん」）を使用できるマークです。</p>
---	--

平成31年1月末時点の県内認定状況

（資料出所：青森労働局）

くるみん 23社（30件）

プラチナくるみん 1社（1件）

## イ 育児・介護休業法の確実な周知及び両立支援に取り組む事業主に対する支援

育児・介護休業法に基づく制度の周知啓発を行います。

また、両立支援に取り組む企業事例の紹介等を行うポータルサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト両立支援のひろば」の活用促進を図ります。

さらに、介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、介護に直面した社員の個々のニーズに対応した「介護支援プラン」の策定を図るため、厚生労働省のホームページに掲載した支援ツールや啓発動画等を活用して周知を図ります。

## ウ 男性の育児休業取得等の促進

「イクメンプロジェクト」に関する広報資料を活用し、男性の育児休業の取得促進を図ります。

育てる男が、家族を変える。社会が動く。

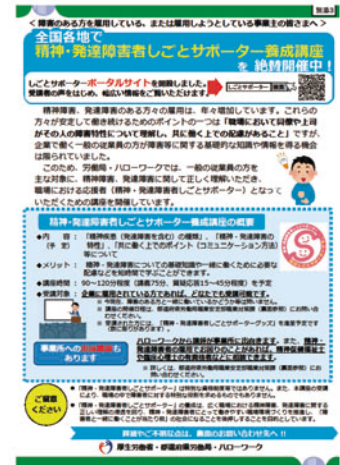


## (5) 障害者の活躍の推進

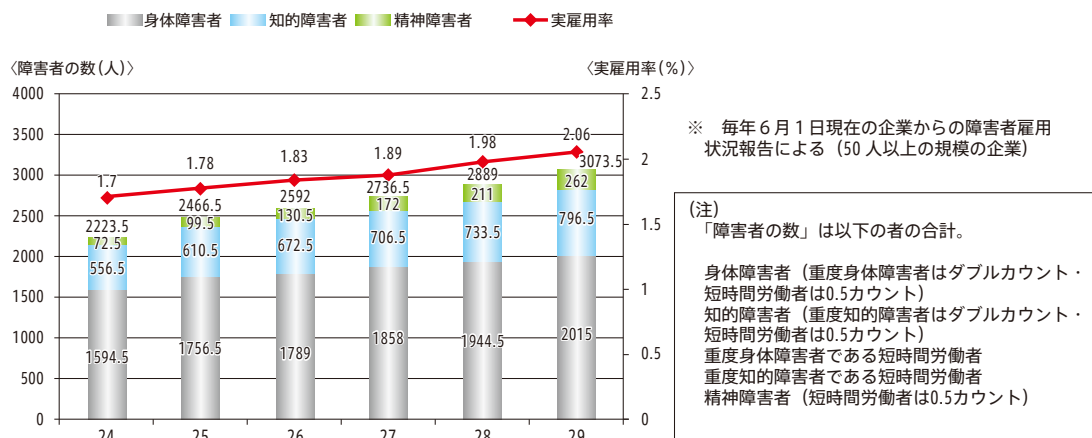
平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わり、常用雇用労働者45.5人以上の企業に障害者雇用が義務化されたことから、障害者雇用の充実・強化のため、障害者0人雇用企業等を重点対象とした計画的・効果的な指導を実施します。

併せて、職場の中で、精神障害、発達障害のある方を温かく見守り、支援する「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座を実施し、雇入れ後の職場定着支援を行います。

さらに、近年、増加している精神障害者の支援のため、医療機関とハローワークが連携して就労支援に取り組むモデル事業を実施することにより、精神障害者の一層の雇用促進及び職場定着を図ります。



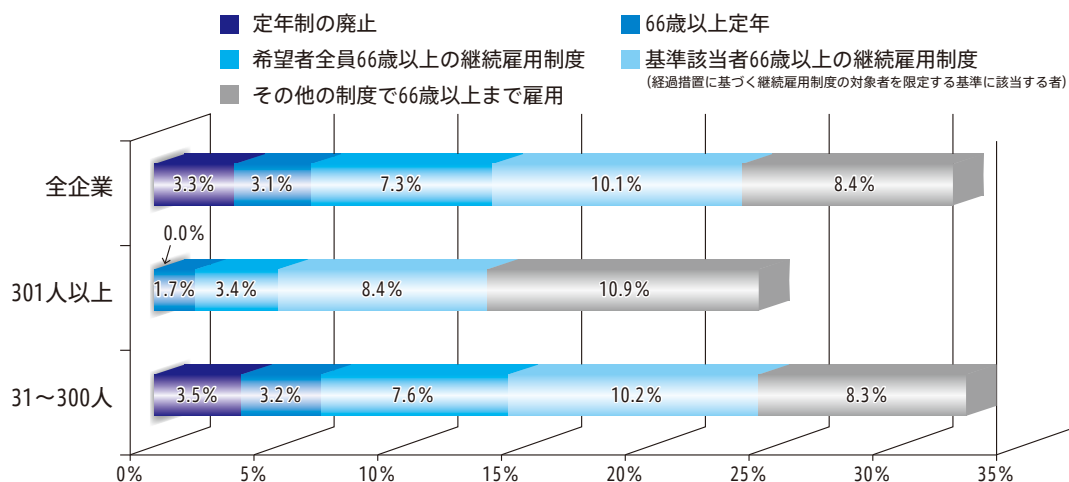
青森県の障害者雇用の状況（障害者の雇用数）



## (6) 高齢者の活躍の推進

少子高齢化が急速に進展する中、高齢者が健康で、就労意欲と能力がある限り働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、働く意欲のある65歳以降の高齢者に対し生涯現役で活躍し続けられるよう、県内4か所のハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、特に就職が困難な65歳以上の高齢者の再就職を計画的に支援するとともに、66歳以上の雇用の確保を推進するために企業に対して計画的かつ重点的な個別指導を実施します。

65歳以上働ける制度のある企業の状況



## (7) 若者の活躍の推進

青少年の雇用の促進等を図るため、新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供、一定の労働関係法令違反のあった事業所の求人不受理及び若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な中小企業の認定（「ユースエール認定制度」）により、若者の適職選択の支援を図ります。また、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かい就職支援や求職者支援制度の利用勧奨を行うなど、若者の正規雇用化に向けた支援を推進します。

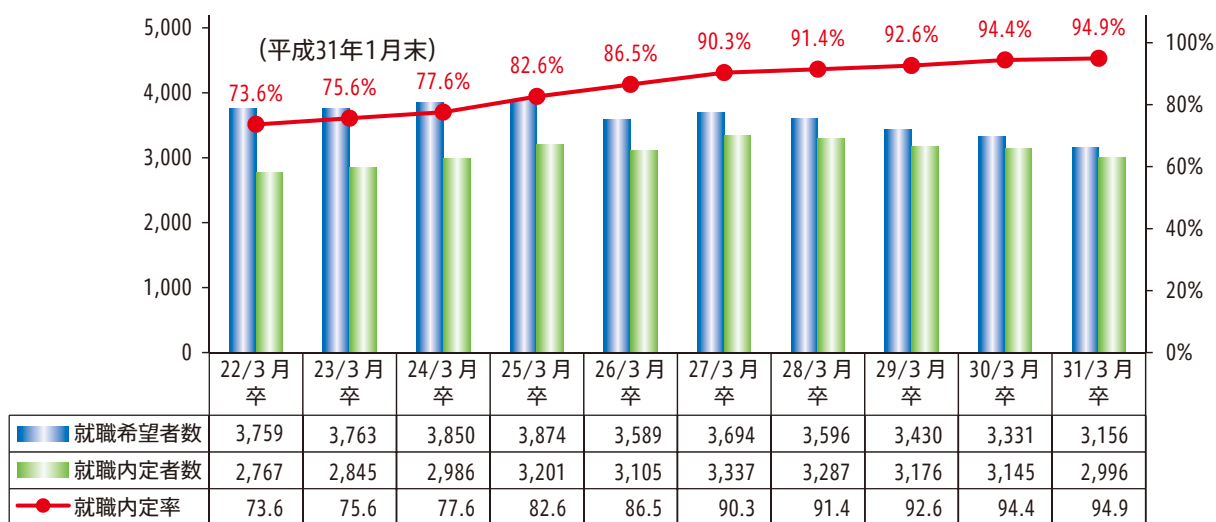
さらに、新卒者の地元就職の促進及び早期離職防止のため、ジョブパートナーによるきめ細やかな就職支援及び職場定着指導を実施します。



平成31年1月末時点の県内認定状況  
ユースエール認定企業 8社

(資料出所：青森労働局)

新規高等学校卒業予定者の就職希望者数・就職内定者数・就職内定率の推移



## (8) 人材育成の強化

ハロートレーニングアンバサダーを積極的に活用し、青森県や関係機関と連携の上、公的職業訓練の認知度向上及び人材開発施策全体の更なる利用の促進、人材育成の強化と企業の生産性向上を図ります。

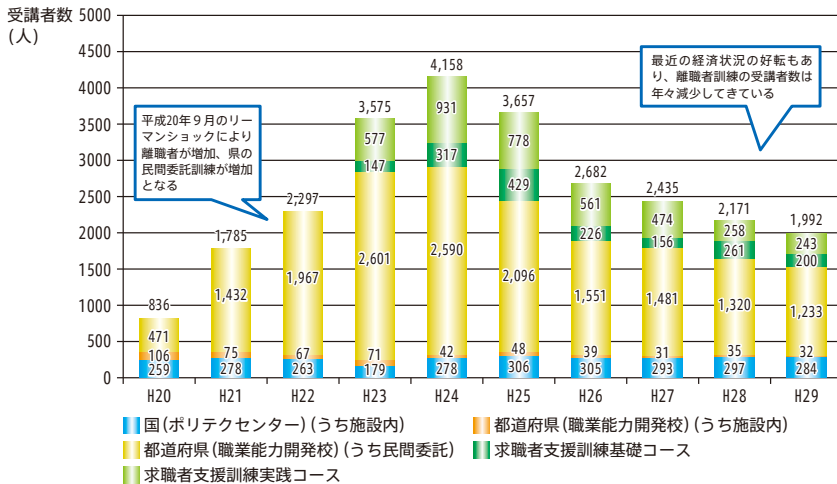
ハロートレーニングの効果的な実施にあたり、求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、青森県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部に体系的に提供するとともに、地域訓練協議会の活用等により、地域における求職者の動向や職業訓練ニーズを的確に把握し、ハロートレーニングに係る総合的な計画を青森県と連携して策定します。

特に働き方改革の一環として実施する非正規雇用労働者等を対象とした「長期高度人材育成コース」の設定を推進するなど関係機関と密に連携し、設定促進に努めます。

受講については、公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練とも、職業訓練が必要な者が訓練受講により就職の可能性が高められるよう、周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行います。

また、求職者支援訓練については、雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、地方自治体や関係機関とも連携し、生活困窮者等も含め、ハローワークを利用していない潜在的な対象者に対する効果的な周知及び誘導に取組みます。

## 公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施状況（青森県）



急がば学べ  
**ハロートレーニング**  
4KB48 Team8  
AKB48 チーム8  
横山 蘭衣  
ハロートレーニングアンバサダー  
(北海道・東北エリア担当 青森県)に就任しました。

あなたの希望する職業やスキルアップのために必要な職業スキルを知識を習得できる。支援制度が充実。

あなたの地域のアンバサダーとして、あなたの地域で学び・広め活動を行います！

スキルアップでキャリアアップ！

## 第3 労働保険適用徴収業務の適正な運営

### 1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減

関係機関と連携しながら、局署所一体的取組を労働保険未手続事業の解消に向けて行います。また、手続指導に応じない事業場に対しては、職権成立手続を行います。

収納未済歳入費の縮減に当たっては、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納している事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施して収納率の向上を図ります。

### 2 電子申請の利用促進等

労働保険料年度更新の申告をはじめ、各種申請手続きに係る電子申請の利用勧奨を行います。また、電子申請体験コーナー等を有効活用することにより国民の電子申請に対する意識啓発を行います。

### 事業主の皆さまへ

## 労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

### 加入義務のある事業場

- 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除外されています。  
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

### 労働者とは？

**労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。**

**短時間労働者（パート、アルバイト等）について**  
労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。  
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。  
※その他、法人の役員、関係の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

### 保険料は何に使われている？

- お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

**労災保険**  
労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護するための給付等**を行っています。

※平成28年度は、約63万人に新規の療養補償給付等を行い、約222万人に労災年金を支給しました。

**雇用保険**  
労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等**を行っています。

※平成28年度は、約112万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

### 保険料は誰が負担する？

- 労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率＋雇用保険率）から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

### 加入手続を怠っていると？

- 選んで保険料を徴収するほか、**追徴金も徴収**します  
労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、徴収が職権により成立手続を行います。労働保険料を決定します。  
その際、労働保険料は手続を行っていない期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
- 労働災害が生じた場合、労働保険給付額の全部又は一部を徴収**します  
事業主が、故意又は重大な過失により労働者の加入手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労働保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の額額に超過して、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。
- 事業主の方のための助成金が受けられません**  
雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの事業主のための雇用開発助成金については、労働保険料の滞納がある場合、支給できない可能性があります。

### 加入手続はどこでできる？

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。  
まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は以下のアドレスから確認できます。  
労働基準監督署→[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)  
公共職業安定所→<http://www.mhlw.go.jp/koyou/hwmap.html>

**労働保険料等の口座振替給付が可能です。**

- 労働保険料及び一般納付金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等」の口座振替納付  
URL: [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/soken/hokenryou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/soken/hokenryou/index.html)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所



## 働き方改革を推進するための共同宣言

青森県内の雇用情勢をみると、有効求人倍率は平成28年3月に統計開始以来初めて1倍に達し、その後も高い水準で推移するなど、企業における人手不足は拡大しています。経済動向についても、先行き不透明な要素もあるものの、緩やかに回復しているという判断が関係機関から示されており、当面、人手不足の状況は続くものと考えられます。

また、青森県においては、本年6月1日に公表された平成29年の人口動態統計調査結果では、少子高齢化や人口減少が進展しており、労働力の確保の観点からも非常に厳しい状況が続いています。

こうした中で、限られた「人財」の質の向上に積極的に取り組むことに加え、潜在的な「人財」が活躍できる環境の整備等を通じて、県内の個々の企業が魅力を高め、それを発信し、就職先として選択されるようにすることが非常に重要となっています。

政府においては、本年6月15日に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針2018）」において、人手不足感の高まりや中長期的な人口減少・少子高齢化を踏まえ、働き方改革の推進、多様な人材の活躍、労働生産性の向上などを一層進めていくことが盛り込まれました。

また、本年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「改正法」という。）では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることとされております。

働き方改革を実現するには、青森県の雇用労働者の9割を占める中小企業・小規模事業者においても着実に実施することが必要であり、改正法の内容や関連する中小企業・小規模事業者支援策をしっかりと周知・浸透させていくことが重要です。

そのためには、今年度から働き方改革に関する総合的な相談窓口として開設された「青森県働き方改革推進支援センター」の活用を図ることや、中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな情報提供や様々な支援を行うことが不可欠となります。

さらに、働き方改革の取組を効果的に推進するためには、国、県、金融機関等がそれぞれ有する支援措置等を相互に協力して周知し、事業主等の活用につなげていくことを含め、公労使の関係機関・団体等が一層緊密に連携を図ることが求められております。

以上のような認識を踏まえ、本協議会は、青森県において働くすべての方々が活躍できる社会の実現に向けて、働き方改革を強く推進していくことを、ここに宣言します。

平成30年10月22日

### 青森県働き方改革推進協議会

一般社団法人青森県経営者協会、日本労働組合総連合会青森県連合会、青森県、東北経済産業局、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、青森県中小企業団体中央会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部、公益財団法人21あおり産業総合支援センター、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、青森県社会保険労務士会、東北税理士会青森県支部連合会、青森県働き方改革推進支援センター、青森産業保健総合支援センター、青森労働局

## 「働き方改革・人財力向上」に係る取組への主な支援制度

制度	名称	概要	問い合わせ先
相談	青森県働き方改革推進支援センター	・36協定、非正規雇用労働者の待遇改善、賃金の引上げ、労働生産性の向上、人手不足、助成金等の相談に総合的に対応・窓口での相談、出張相談会、セミナーを実施	青森県働き方改革推進支援センター (0800-800-1830)
	生産性向上人材育成支援センター	・労働生産性向上のための人材育成に関する相談・支援	ポリテクセンター青森 (017-777-1234)
	青森県よろず支援拠点	・売り上げ拡大や経営改善、人手不足に関する相談・支援	公益財団法人 21あおり産業総合支援センター (017-721-3787)
ポータルサイト	働き方・休み方改善ポータルサイト	・自社における長時間労働や年次有給休暇に関する状況の自己診断、働き方・休み方改革を進めるための支援策等を閲覧することが可能	厚生労働省
	女性の活躍推進企業データベース	・全国の企業における女性の活躍状況に関する情報や、女性の活躍を推進している企業（えるぼし認定企業）の取組事例を閲覧することが可能	厚生労働省
	中小企業・小規模事業者のための人手不足対応ガイドライン	・多様な働き手が活躍できる職場づくりや、設備等の導入による生産性の向上により人手不足を乗り越えている企業の好事例からポイントとなる考え方を抽出し、整理したもの	中小企業庁
助成金制度	時間外労働等改善助成金（職場意識改善助成金より改称）	・生産性を高めながら労働時間の改善に取り組む事業主に対して助成	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-6651)
	業務改善助成金	・生産性向上のための設備投資等を実施し、事業場内の最低賃金の引上げを行った事業主に対して助成	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-6651)
	両立支援等助成金	・仕事と育児・介護の両立支援や女性活躍推進のための取組を実施した事業主に対して助成	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-6651)
	人材確保等支援助成金	・評価、処遇制度等の整備、介護福祉機器の導入、生産性向上に資する設備への投資により、労働蓄の雇用環境改善を図る事業主に対して助成	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	キャリアアップ助成金	・非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	人材開発支援助成金	・職業訓練を実施する華業主に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
	生産性向上による労働関係助成金の割増	・労働関係助成金（一部を除く）の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年前に比べて6%以上伸びている事業主（または、1%以上6%未満伸びており、金融機関から一定の「事業性評価」を得ている事業主）が対象	青森労働局職業安定部 職業対策課 (017-721-2003)
65歳超雇用推進助成金	・高齢者が年齢に関わりなく、意欲と能力のある限り働ける雇用環境の整備等を行った事業主に対し助成	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 高齢・障害者業務課 (017-721-2125)	

(平成31年3月) 青森労働局

## 「働き方改革・人財力向上」に係る取組への主な支援制度

制度	名称	概要	問い合わせ先
低利融資制度	地方創生ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の健康増進、女性の活躍や働きやすい職場環境整備等に取り組む事業者が対象</li> <li>・通常の利率よりも、最大0.6%優遇</li> </ul>	株式会社 青森銀行 (融資窓口)
	地域活性化ローン ふるさと・いきいき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の健康づくり、子育て支援、女性活躍推進等に取り組む事業者が対象</li> <li>・通常の利率よりも、最大0.5%優遇</li> </ul>	株式会社 みちのく銀行 (融資窓口)
認定・認証制度	くるとん認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と子育ての両立の取組状況が優良な企業</li> </ul>	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-4211)
	えるぼし認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進の取組状況が優良な企業</li> </ul>	青森労働局 雇用環境・均等室 (017-734-4211)
	ユースエール認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な企業</li> </ul>	青森労働局職業安定部 職業安定課 (017-721-2000)
	あおもり働き方改革 推進企業認証制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の経済的安定、女性の活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む企業</li> <li>・認定を受けると、県が行う入札の参加資格申請時に加点対象となる</li> </ul>	青森県健康福祉部 こどもみらい課 (017-734-9301)
	青森県健康経営認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内の健康づくりのための取組を実施している企業</li> <li>・認定を受けると、県が行う入札の参加資格申請時に加点対象となる</li> </ul>	青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 (017-734-9283)
その他の事業	女性の就活・定着 応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子学生や若手女性社員、子育て女性の県内就職・定着を支援</li> </ul>	青森県商工労働部 労政・能力開発課 (017-734-9398)
	まるごとあおもりU I J ターン雇用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外に流出した青森県出身者、青森県の企業に興味のある県外在住者に対し、県内企業の合同PR等により県内の情報を発信することで、U I Jターンを促進</li> </ul>	青森県商工労働部 労政・能力開発課 (017-734-9398)

### 【支援制度について、もっと詳しく知りたい方へ】

青森労働局HPでは、働き方改革の特設ページを開設しております。

特設ページの「働き方改革に取り組む企業を支援します！」から、各制度の名称をクリックしていただくと、制度の詳細を確認することができます。

また、特設ページでは、働き方改革の必要性や、関連する機関・団体等のHPをリンクしています。

働き方改革特設ページには、下記のURLからアクセスできますので活用ください。

URL [https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_120627.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_120627.html)



働き方改革特設ページはこちらからもアクセスできます。

改正法  
2019春  
スタート!

応援します!

# あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは  
業績UPの  
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長  
松木 安太郎氏

ご存知  
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULE  
1

時間外労働の  
上限規制

月45時間  
年360時間<sup>原則</sup>

2019年4月1日より施行  
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULE  
2

年次有給休暇の  
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

NEW RULE  
3

同一労働  
同一賃金

正規と非正規の不合理な  
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行  
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については  
2021年4月1日より適用



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ  
[www.mhlw.go.jp/hatarakikata/](http://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/)

働き方改革 厚労省

検索



# 青森労働局組織図

労働局では、働く環境の整備、雇用の安定、男女の均等な雇用機会の確保等、職業生活全般にわたる総合的労働行政サービスを展開しています。

## 青森労働局

〒030-8588 青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎  
017-734-4111（代表）  
<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>

### 総務部

- 総務課 労働局の庶務・会計や庁舎管理、情報公開窓口、国有財産の管理等
- 労働保険徴収室 労働保険料の決定・徴収に関する業務等

### 雇用環境・均等室

労働局内の基本的な政策の企画・立案、総合調整、制度の周知、総合労働相談、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく助言・指導及びあっせん、職場における男女均等な機会と待遇の確保、育児・介護休業等仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善、一般事業主行動計画の策定等に関する業務等

### 労働基準部

- 監督課 労働条件の確保・改善、監督指導に関する業務等
- 健康安全課 産業安全・労働衛生に関する業務や検査、免許証の交付業務等
- 賃金室 最低賃金、家内労働に関する業務等
- 労災補償課 労災保険給付に関する業務や社会復帰促進事業に関する業務等

### 職業安定部

- 職業安定課 職業紹介・雇用の安定、学卒者等の就職支援及び雇用保険事業に関する業務等
- 需給調整事業室 労働者派遣事業や民営職業紹介事業等に関する業務等
- 訓練室 職業訓練に関する業務等
- 職業対策課 高齢者や障害者等の雇用対策、各種助成金に関する業務等

### 労働基準監督署 (県内6か所)

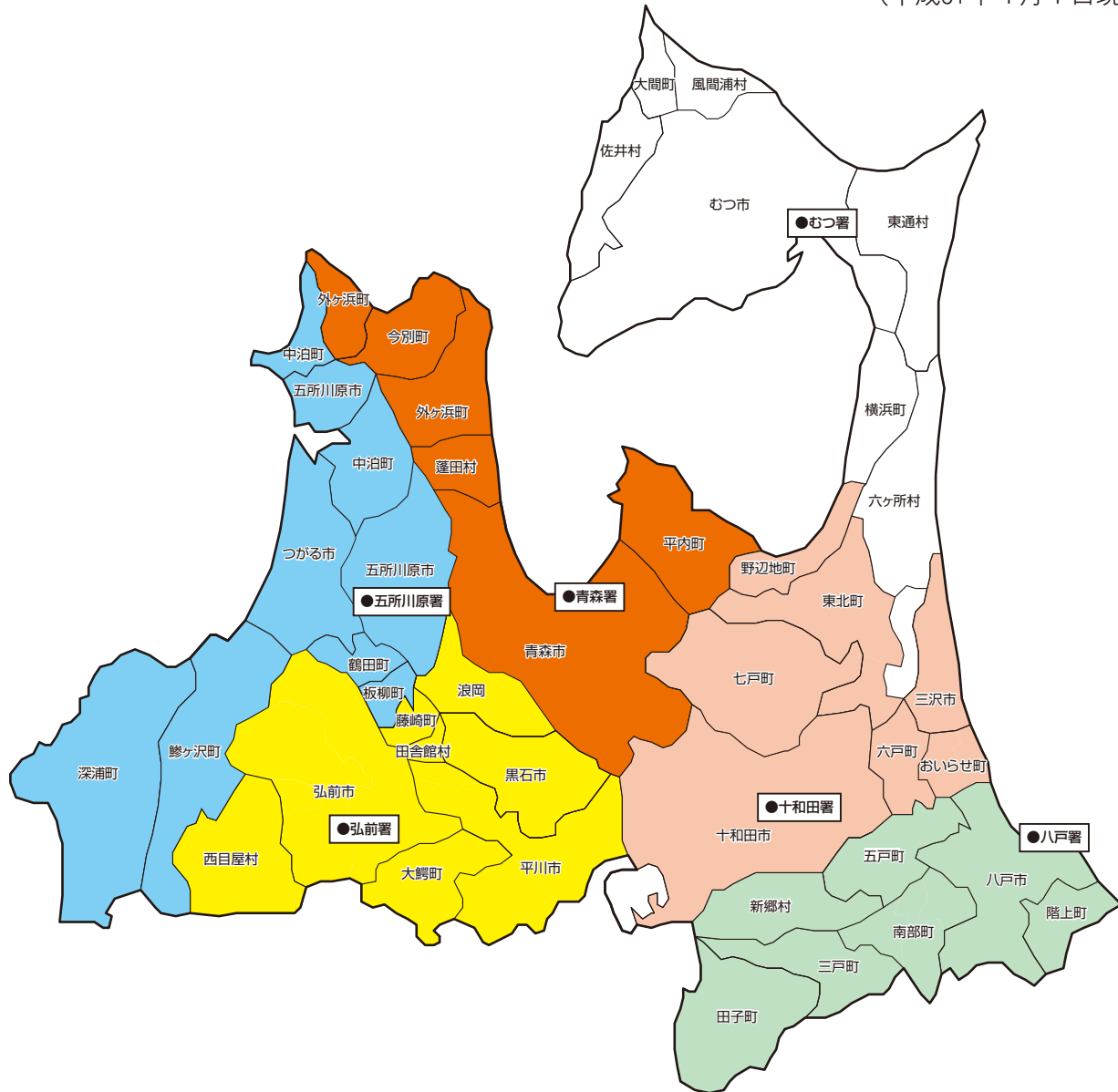
解雇・賃金不払いなどの労働条件に関する指導・相談、職場の安全衛生や健康管理、労災保険の給付、労働保険の適用・徴収に関する業務等

### 公共職業安定所 (ハローワーク) (県内9か所)

求人・求職に関する相談、職業紹介や職業訓練のあっせん、失業等給付、高齢者雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付に関する業務等

# 監督署管轄区域図

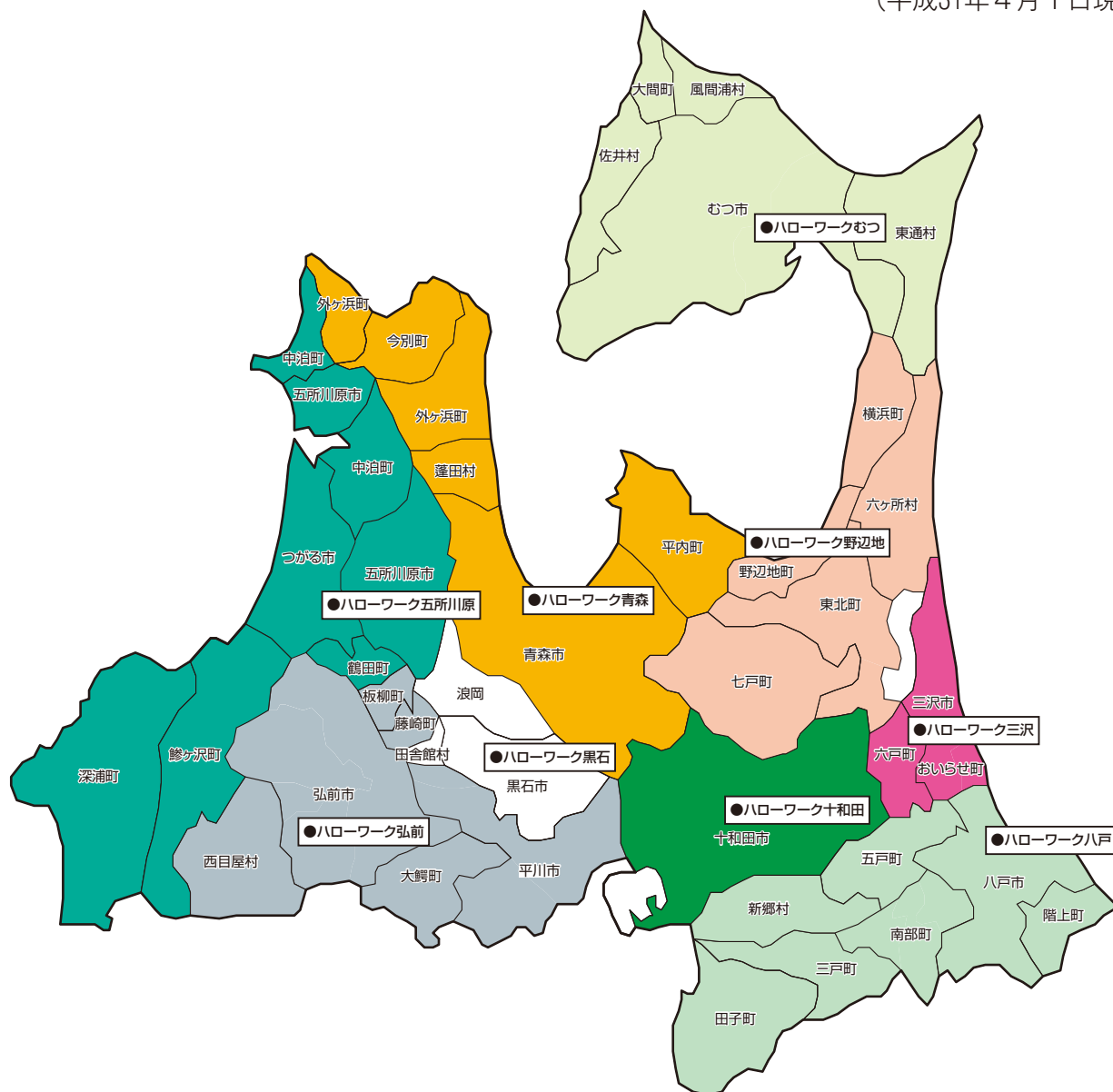
(平成31年4月1日現在)



監督署名	住所	電話
青森労働基準監督署 〔総合労働相談コーナー〕	〒030-0861 青森市長島一丁目3-5 青森第二合同庁舎8F	017-734-4444
弘前労働基準監督署 〔総合労働相談コーナー〕	〒036-8172 弘前市南富田町5-1	0172-33-6411
八戸労働基準監督署 〔総合労働相談コーナー〕	〒039-1166 八戸市根城九丁目13-9 八戸合同庁舎1F	0178-46-3311
五所川原労働基準監督署 〔総合労働相談コーナー〕	〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3F	0173-35-2309
十和田労働基準監督署 〔総合労働相談コーナー〕	〒034-0082 十和田市西二番町14-2 十和田奥入瀬合同庁舎3F	0176-23-2780
むつ労働基準監督署 〔総合労働相談コーナー〕	〒035-0072 むつ市金谷二丁目6-15 下北合同庁舎4F	0175-22-3136

# ハローワーク管轄区域図

(平成31年4月1日現在)



ハローワーク名	住所	電話
ハローワーク青森	〒030-0822 青森市中央二丁目10-10	017-776-1561
ハローワーク八戸	〒031-0071 八戸市沼館四丁目7-120	0178-22-8609
ハローワーク弘前	〒036-8502 弘前市南富田町5-1	0172-38-8609
ハローワークむつ	〒035-0063 むつ市若松町10-3	0175-22-1331
ハローワーク野辺地	〒039-3128 上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
ハローワーク五所川原	〒037-0067 五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
ハローワーク三沢	〒033-0031 三沢市桜町三丁目1-22	0176-53-4178
ハローワーク十和田	〒034-0082 十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1F	0176-23-5361
ハローワーク黒石	〒036-0383 黒石市緑町2-214	0172-53-8609



十和田湖の紅葉



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 青森労働局

31.4